

令和6年度障害福祉サービス事業者等にかかる集団指導等について

富山市障害福祉課
富山市こども健康課

令和6年度事業所説明会（集団指導）については、富山県と共同で、県内の障害福祉サービス事業所等（富山市内の事業所含む）を対象に実施しております。

令和6年度事業所説明会（集団指導）は、デジタル化推進のため資料掲載及び動画配信により実施しており、富山県のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

なお、令和6年度に本市指導監査課が障害福祉サービス事業所等に対して実施した運営指導での主な指摘・指導事項やその他留意していただきたい事項については次の通りですので、ホームページ掲載の資料と併せてご確認をお願いいたします。

1 運営指導での主な指摘事項

I 人員に関する指摘・指導事項

（1）勤務体制の確保（人員配置基準の遵守）

- ・兼務する業務別に勤務時間の区分けが明確になっていない。
- ・月ごとの勤務表を作成していない。

（2）サービス管理責任者及び児童発達支援管理者の配置

- ・必要な研修を修了しておらず、サービス管理責任者等の要件を満たしていない。

（3）施設外就労を行う場合の人員配置

- ・事業所本体又は施設外就労先に必要な人員が配置されていない。

II 運営に関する指摘・指導事項

（1）身体拘束等の廃止

- ・委員会や研修を年1回以上実施していない。
- ・委員会や研修を実施した記録が整備されていない（虐待防止と一体的に実施した場合、それぞれの内容が明瞭に記録されていない場合を含む）。
- ・指針を作成していない。
- ・身体拘束等を実施した際の記録が整備されていない。

（2）虐待の防止

- ・委員会や研修を年1回以上実施していない。
- ・委員会や研修を実施した記録が整備されていない（身体拘束等の廃止と一体的に実施した場合、それぞれの内容が明瞭に記録されていない場合を含む）。

（3）業務継続計画の策定等

- ・業務継続計画を策定していない。
- ・研修及び訓練を実施していない。
- (4) サービス等（障害児支援）利用計画の作成
 - ・サービス担当者会議を開催していない。
- (5) 衛生管理
 - ・委員会を開催していない。
 - ・研修及び訓練を実施していない。
- (6) 勤務体制の確保（ハラスメント対策）
 - ・ハラスメント対策に関する方針の明確化等の必要な措置が講じられていない。
- (7) 法定代理受領にかかる通知
 - ・利用者等に対して、法定代理受領の通知を行っていない。

Ⅲ 報酬に関する指摘・指導事項

- (1) 常勤看護職員等配置加算
 - ・医療的ケアが必要な利用者がサービスを利用していない日に当該加算を利用者全員に算定している。
- (2) 食事提供体制加算
 - ・管理栄養士又は栄養士が献立の確認を行っていない。
 - ・利用者ごとに食事の摂取量を記録していない。

※ I からⅢまでに記載した事項については、指導監査課作成の「令和6年度障害福祉サービス事業者等にかかる運営指導等の実施状況等について」から抜粋となりますので、指摘・指導事項に関する詳細について、必ず当該資料を確認いただきますようお願いいたします。

2 その他留意していただきたい事項

(1) 地域連携推進会議について

令和7年4月から、障害のある方が暮らす障害者支援施設やグループホーム等の事業所には、地域とのつながりを深めるために、「地域連携推進会議」を実施すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けることが義務付けられます。

会議の構成員や会議開催における注意点、「地域連携推進会議の手引き」など、詳細はホームページに掲載しておりますので、対象となる事業所については、必ずご確認いただき、適正な運営に努めてください。

【対象となる事業所】

障害者支援施設、共同生活援助事業所

【情報掲載先URL】

<https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougaisha/jigyousha/r5jigyoushasetumeikai.html>

(富山市ホームページ内にリンクを掲載しております)

(2) 情報公表未報告減算について

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対して当該減算が適用されます。

【100分の10に相当する単位数を減算】

療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練）

【100分の5に相当する単位数を減算】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスは除く）

(3) 自己評価結果等未公表減算

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業において、事業者は、提供する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の質について自ら評価を行うとともに、利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善の内容と併せておおむね1年に1回以上、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととされております。

なお、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「自己評価結果等未公表減算」が創設され、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について市に届出がなされていない場合は、平成31年4月1日以降、障害児全員について減算が適用されることとなっています。

【100分の15に相当する単位数を減算】

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス

(4) 支援プログラム未公表減算

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業において、事業者は、提供する児童

発達支援、放課後等デイサービスの総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）を策定し、公表しなければならないこととされています。

また、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「支援プログラム未公表減算」が創設され、支援プログラムの公表方法及び公表内容について市に届出がなされていない場合は、令和7年4月1日以降、障害児全員について減算が適用されることとなっています。

【100分の15に相当する単位数を減算】

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス